

第 106 号 議 案

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定により、議決を求める。

令和 6 年 11 月 26 日 提 出

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

- 1 権利の内容 長崎県私立学校教育振興費補助金返還金（平成29年度分）4,035,000円及び延滞金3,147,300円
- 2 放棄により利益を受ける者

- 3 放棄の理由 当該債権は、債務者が事業を休止しており将来再開の見込みはなく、また充当可能な財産もないことから、債権の回収が不能であるため、権利を放棄しようとするものである。
- 4 放棄の時期 議会議決日以降

（提案理由）

補助金返還金の債権を放棄することについて、地方自治法の規定により、議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。